

広報 あんなか

5/1

vol.158

2019(令和元年)

特集 平成31年度 安中市の予算と事業

安中市に移住して、11年

人のあたたかさと景色の良さに感動しました。

"あんなか"の魅力を多くの人に知ってもらいたいです。

(ランドル・トーマスさん(トムさん)ファミリー)



特集

平成31年度 安中市の予算と事業

本年度の予算が第1回定例市議会で可決されました。一般会計の予算総額は243億4,700万円です。ここでは今年度取り組む事業を紹介します。

1 市民の命と財産を守るまちづくり

3. 5. 7扇城・下秋間線整備事業及び 南北中央幹線(西毛広域幹線道路)整備事業 (8億8,169万4,000円)

国道18号と西毛広域幹線道路を結ぶアクセス道路として整備します。南北中央幹線の整備に伴う県受託事業を実施します。 問：困都市整備課(☎内線1215)



▲西毛広域幹線道路(安中市スポーツセンター前)

景観計画策定事業(1,361万7,000円)

本市の地理的・歴史的特性をいかした景観まちづくりを進めるため、本市が景観法に基づく景観行政団体となり、景観計画を策定・運用します。

問：困都市整備課(☎内線1212)

自主防災組織の事業費を一部補助(50万円)

本市の認定を受けた自主防災組織が実施する防災訓練や防災に関する啓発活動などの事業費の一部を補助します。

問：困危機管理課(☎内線1131)

有害鳥獣対策事業(2,606万8,000円)

鳥獣による農作物や生活環境への被害対策として、捕獲・防除・追い払いといった事業に取り組みます。

問：困農林課(☎内線2619)

2 若い世代の移住・定住を進めるまちづくり

移住定住促進事業(540万円)

移住希望者が「あんな暮らし、を体験(お試し移住体験)することで交流人口の増加を目指します。地方創生推進交付金を活用し、本市への移住・定住を促進します。 問：困地域創造課(☎内線2631)

英語教育指導事業(5,787万8,000円)

8月よりALT(英語指導助手)3人を増員し、計12人を各小学校へ配置し、英語教育の充実を図ります。

問：困教育委員会学校教育課(☎内線2231)

子ども食堂支援事業(7万円)

市内における子ども食堂に対する支援を行います。(子ども食堂連絡協議会への補助)

問：困子ども課(☎内線1164)

子育て支援拠点等整備事業(2億5,782万円)

子どもからお年寄りまで多くの人が交流できる、都市公園の機能を備えた多文化交流による子育て支援拠点などを整備します。(工事請負費 他)

問：困子ども課(☎内線1164)



▲子育て支援拠点イメージ図

3 生涯にわたる健やかな暮らしを支え合うまちづくり

就労準備支援事業(400万円)

一般就労に直ちに就くことができない生活保護者または生活困窮者やひきこもる人たちに、就労に向けた基礎能力を身につけるための支援を行います。

問：困 福祉課 (☎内線1151)

認知症高齢者等見守り支援機器貸与事業(83万1,000円)

GPS機器を活用し、外出して戻れなくなった認知症高齢者の早期発見につなげます。

問：困 介護高齢課 (☎内線1181)

配偶者暴力相談支援センター運営事業(211万5,000円)

DV(配偶者や交際相手からの暴力)に関する相談やDV被害者が自立するための継続的な支援などを行います。

問：困 市民生活課 (☎内線1139)

意思疎通支援事業(144万3,000円)

手話に関心を持ち、学べる機会を増やします(聴覚障害者協会に委託)。

問：困 福祉課 (☎内線1154)



▲手話の初級講座

4 何度でも訪れたい魅力を磨くまちづくり

中山道おもてなし事業(40万円)

本市の山林の丸太を利用し、市民参加による丸太ベンチなどを作成します。丸太ベンチは、後日、中山道沿いに設置します。

問：困 観光課 (☎内線2622)



▲おもてなしベンチを設置したふれあいスペース

歴史の道整備事業(2,026万6,000円)

旧国道18号C9から熊野神社までの中山道の整備を行い、堂峰番所を含む碓氷関所跡の国指定史跡を目指します。

問：学習の森・文化財保護課 (☎内線3420)

群馬デスティネーションキャンペーンおもてなし事業(957万4,000円)

群馬デスティネーションキャンペーン(令和2年4月から6月)に向けて、J R横川駅から熊ノ平間にバスを運行します。各J R駅前の観光案内板を多言語標記を加えながら、改修します。

問：困 観光課 (☎内線2622)

DMO推進事業(1,386万4,000円)

体験プログラム作成事業(あんとりっぶ冊子作成)、廃線ウォーク、モニターツアーや物産商品開発事業などで本市を観光面から盛り上げます。

問：困 観光課 (☎内線2622)

5 地域の資源をつなぎ、活力を創造するまちづくり

養蚕振興対策事業(1,272万9,000円)

養蚕農家の確保・育成や技術の継承、繭の販路開拓や独自の製品の開発など、養蚕業の振興に取り組みます。

問：困 農林課 (☎内線2611)

空き家対策推進事業(937万5,000円)

空き家に関する課題の解消と活用に向けた施策を実施します。

問：困 地域創造課 (☎内線2631)

店舗改装補助(300万円)

商工業の活性化を図るため、小売業、宿泊業や飲食サービス業、生活関連サービス業などの店舗等改装工事費の一部を補助します。

問：困 地域創造課 (☎内線2621)

市民活動支援事業(154万7,000円)

地域の活性化または地域の課題解決を目的として、団体が新たにに取り組む事業に対し補助金を交付するなど、市民活動を支援します。

問：困 市民生活課 (☎内線1139)

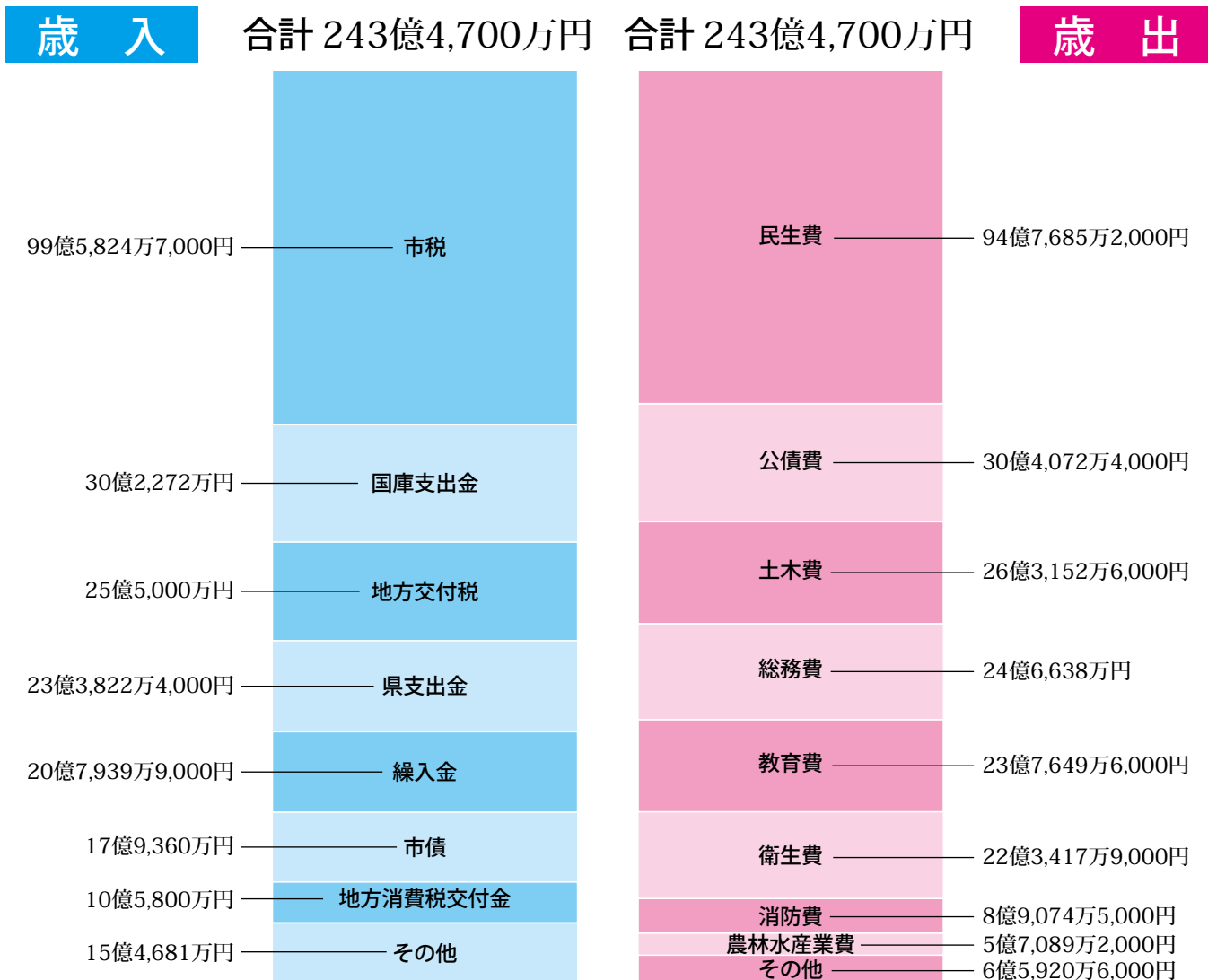


▲古民家を利用した健康サロン

大切なお金はどこに使われているの…

平成31年度の一般会計予算は以下のようになっています。

民生費（子どもや高齢者など、福祉のための経費）の割合が高くなっています。



特別会計予算

国民健康保険特別会計	65億9,046万9,000円
後期高齢者医療特別会計	7億8,575万7,000円
介護保険特別会計	68億2,968万7,000円
下水道事業特別会計	9億7,116万円
健康増進施設恵みの湯事業特別会計	1億8,969万円

企業会計予算

水道事業会計	23億4,141万5,000円
病院事業会計	32億2,256万7,000円
介護サービス事業会計	5,330万9,000円

収入 市の予算を1か月の収支が30万円の家計に例えると… 支出

給料 (市税)	12万3,000円
諸手当 (国・県支出金・地方譲与税など)	11万7,000円
銀行からの借入 (市債)	2万2,000円
パート代金 (分担金・負担金・使用料など)	1万2,000円
貯金の取り崩し (繰入金)	2万6,000円
合計	30万円

貯金残高 (平成30年度末基金残高見込(一般会計))	9万5,000円
----------------------------	----------

医療費・保育費など (扶助費)	7万円
食費 (人件費)	4万9,000円
光熱水費・通信費 (物件費)	3万9,000円
ローン返済 (公債費)	3万7,000円
家族への仕送りなど (繰出金・補助費など)	6万7,000円
家・車・電化製品などの修繕・買替 (普通建設事業費・維持補修費)	3万3,000円
貯金 (積立金)	3,000円
その他雑費 (投資および出資・貸付金など)	2,000円
合計	30万円

問合せ▶ 困財政課財務係 (☎内線1053)

安中市の融資制度案内（平成31年度）

市では中小企業退職金共済制度などについて、申請により新規加入促進補助金の交付を行っています。また、経営安定関連保証（セーフティネット保証）の認定申請について、受付を行っています。

☑️地域創造課商工労働係（☎️内線2621）

制度名	融資対象者	資金使途	融資限度額 (上限額)	融資期間	利率 (年利)	申込期間	取扱金融 機関申込先	問合せ先	備考
小口資金 (一般小口)	市内で同一事業を1年以上営んでいる中小企業者および中小企業等協同組合 ※市税および県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	運転資金(利子補給はなし) 設備資金(3年間利子補給あり) ※設備の事前購入や事前着工、また土地の購入は対象外	1, 250万円以内	運転資金6年以内 設備資金8年以内 ※運転と設備を併用した場合6年以内 (うち据置6ヶ月以内が可能)	1・8%	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	☑️地域創造課 取扱金融機関	※保証料は自己負担(県と市が補助するため保証料は軽減される) ※要件に基づく既存資金の借換制度あり(平成31年度末まで)
特別小口 資金	市内で同一事業を1年以上営んでいる小規模企業者(常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業にあつては5人以下)) ※保証人は不要 ※市税および県税の完納 ※保証協会の保証付 ※審査会の審査あり	運転資金(利子補給はなし) 設備資金(3年間利子補給あり) ※設備の事前購入や事前着工、また土地の購入は対象外	1, 250万円以内	運転資金6年以内 設備資金8年以内 ※運転と設備を併用した場合6年以内 (うち据置6ヶ月以内が可能)	1・8%	年間随時 ※毎月の申込締切日に注意	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	☑️地域創造課 取扱金融機関	特別小口資金については他の保証付の融資と併用することができない ※保証料は自己負担(県と市が補助するため保証料は軽減される) ※要件に基づく既存資金の借換制度あり(平成31年度末まで)
中小企業 短期資金 (季節資金)	市内の中小企業者	運転資金 ※ボーナス資金などで、季節的に短期運転資金が必要なとき	300万円以内	夏期 5ヶ月以内 冬期 3ヶ月以内	1・8%	夏期6月1日から 冬期10月1日から	市内の銀行、信用金庫、信用組合の各本支店	取扱金融機関	※保証付の場合の保証料は自己負担
勤労者住宅 建設資金	市内に1年以上居住、または市内の同一事業所に1年以上勤務する勤労者 ※市税に滞納がない者	市内の専用住宅について ①敷地を取得する場合(1年以内)に新築すること ②新築・増築・改築する場合 ③住宅を取得する場合 ※面積の制限あり ※保証人必要	500万円以内	20年以内	2・7%	年間随時	市内の銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農業協同組合の各本支店	☑️地域創造課	※新築 土地 330㎡以下(1年以内) ※増改築 土地 165㎡以下 家屋 132㎡以下 ※増改築 土地 165㎡以下 家屋 33㎡以上99㎡以下
勤労者生活 資金	市内に住所を有し、かつ1年以上継続して居住している勤労者で、同一事業所に1年以上継続して勤務している者 ※市税に滞納がない者 ※信用保証付	1 医療費 2 冠婚葬祭費 3 教育費 4 交通事故処理費 5 災害復旧費 6 耐久消費財購入など 7 育児休業に伴う生活費 8 その他生活関連費用で市長が必要と認める者 ※資金の借換は不可	1世帯当たり 200万円以内(ただし、当該融資の完済後は、再融資を受けられる)	5年以内 (ただし、資金使途が育児休業に伴う生活費の場合には、うち据置1年以内が可能)	2・4%	年間随時	中央労働金庫 安中支店	☑️地域創造課 取扱金融機関	※保証料は自己負担 ※融資枠一杯になり次第締め切ります

各種検診（健診）のご案内

年に1度の「けんしん」で健康チェック！

6月から各種検診（健診）が順次始まります。ご自身、ご家族のために検診（健診）を受けましょう。

病気は自覚症状がないまま進行することが多く、検査結果の変化を見ることが、予防、早期発見・早期治療に取り組むことができます。

昨年、検診（健診）を受けられなかった人も、今年は必ず受けて、健康づくりのスタートを一緒に切りましょう。

各種検診（健診）

「各種検診受診シール」（オレンジ色の封筒）を5月下旬に、対象者全員に郵送しますので、「検診受診時」と「大腸容器配布時」には「受診シール」を必ずご持参ください。

今年度も昨年度と同様に、検診の利便性を向上するため、集団検診の

- ① 「特定健診・後期高齢者健診」
- ② 「胸部（肺がん）検診・前立腺がん検診・胃がんリスク検診・肝炎ウイルス検診」
- ③ 「胃がんバリウム検診・大腸がん検診」

が同日実施となります。各検診会場については8ページをご覧ください。

詳細については、受診シールに同封の案内、もしくは、5月中旬に每户配布

する「検診のしおり」（A4サイズ・冊子）をご確認いただき、希望の検診について、集団検診（各公民館等での検診）もしくは個別検診（市内指定医療機関での検診）のどちらかを選んで受診してください。



平成31年度 各種検診の種類と対象者

（年齢は令和2年3月31日時点での年齢です）

検診	対象者	自己負担金
胸部（肺がん）検診 （集団検診のみ実施）	40歳以上	510円（65歳以上無料）
胸部（肺がん）検診 喀痰検査（集団検診のみ実施）	40歳以上（レントゲンの問診で必要と判断された人）	710円（70歳以上無料） ※喀痰検査のみの受診はできません
胸部（結核）検診 （個別検診のみ実施）	40歳以上	1,020円（65歳以上無料）
胃がんバリウム検診 （集団検診のみ実施）	40歳以上	510円（70歳以上無料）
胃がんリスク検診	40・45・50・55・60・65・70歳で今までに市の胃がんリスク検診を受けたことがない人	510円（70歳のみ無料）
大腸がん検診	40歳以上	510円（70歳以上無料）
前立腺がん検診	50歳以上の男性	510円（70歳以上無料）
乳がん検診	40歳以上の女性で平成30年度に市の乳がん検診を受けていない人（市の検診は2年に1回）	1,530円（70歳以上無料）
子宮頸がん検診	20歳以上の女性	510円（70歳以上無料）
骨粗しょう症検診 （個別検診のみ実施）	40・45・50・55・60・65・70歳の女性	510円（70歳のみ無料）
肝炎ウイルス検診	40歳以上で今までに市の肝炎ウイルス検診を受けたことがない	無料

※市の人間ドックを受ける人は、検査項目に胸部・胃がん・大腸がん・肝炎ウイルス検査が含まれていますので、これらの検診を受ける必要はありません。

困健康づくり課予防係（☎内線1172）

特定健診・後期高齢者健診

40歳以上の国民健康保険(安中市)加入者と後期高齢者医療制度加入者および生活保護受給者に健康診査受診票・受診券と「健診の日程と受診方法」のチラシ、尿容器を同封した封筒を、5月下旬に郵送します。

特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクの高い人に対して、生活習慣を見直す支援(特定保健指導)をします。

○受診期間

健診は、医療機関で受ける「個別健診」または、お住まいの地区により決められた日時・会場で受ける「集団健診」があります。いずれか一方で受診してください。

個別健診は6月1日から11月30日までの間に9ページの医療機関で受診してください。

※休診日は、各医療機関にお問い合わせください。

※医療機関によっては予約が必要な場合もあります。

集団健診は8ページに日程表があります。該当地区での健診日に都合がつかない場合は、その他の日程でご来場ください。

○受付時間 午前中のみ(集団健診は午前8時30分から11時となります)。

番号札は午前8時から配布します。

○自己負担金

無料(約7,000円以上かかる健診を年1回無料で受診できます)

○受診時に必要なもの

①受診する人の保険証、②健康診査受診票・受診券、③採尿した尿容器(集団健診のみ)

○検査内容

基本的な健診項目(必須項目)

身体計測	身長・体重・腹囲・BMI
尿検査	糖・蛋白 <small>たんぱく</small>
血圧	収縮期血圧・拡張期血圧
血中脂質検査	中性脂肪・HDLコレステロール・LDLコレステロール
肝機能検査	AST(GOT)・ALT(GPT)・γ-GT(γ-GTP)
血糖検査	空腹時血糖・ヘモグロビンA1c
診察	
詳細な健診項目(医師が必要とした人のみ)	
腎機能検査	クレアチニン・eGFR
貧血検査	赤血球数・色素量・ヘマトクリット
心電図検査	
眼底検査	

○結果通知 医療機関または市から郵送でお知らせします。

○注意事項

①朝食を食わずに受診してください。

(薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください。また、「受診票・受診券」裏面、質問票の既往歴に服用している旨をチェックしてください)

②個別健診と集団健診のどちらか一方の受診となります。

※重複して受診した場合は後から受けた健診費用が全額自己負担になります。

③市外に転出した人、国民健康保険資格を喪失した人、および国民健康保険と後期高齢者医療制度で助成する人間ドックを受ける人は受診できません。

※重複して受診した場合は全額自己負担になりますので、十分注意してください。

◆その他

①4月1日以降に国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度に加入した人で、受診を希望する場合はお問い合わせください。

②事業所などにお勤めの人で、事業所などが行う健診を受けた場合は、この健診を受ける必要はありません。お手数ですが、健診結果を困国保年

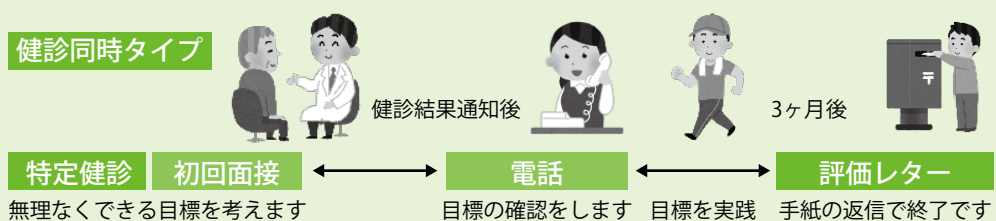
困国保年金課国保係(☎内線1113)

金課または困住民福祉課へお知らせください。
③国民健康保険(安中市)・後期高齢者医療制度以外の健康保険加入者は、加入している健康保険にお問い合わせください。

【平成30年度より特定保健指導が変わりました】

平成30年度より、集団健診会場や個別健診実施医療機関で受診し、特定保健指導の対象と見込まれた人に対して、特定健診受診当日に、特定保健指導の初回面接を実施しています。

※健診時初回面接ができなかった人には、従来どおり後日利用券を郵送します。



集団検診(健診)

会場・日程表

○受付時間

午前8時30分～11時(番号札は午前8時から配布)

○持参するもの

○特定健診・後期高齢者健診…受診する人の保険証、受診票・受診券、採尿した尿容器

○その他の検診…5月中に每户配布する「検診のしおり」をご覧ください。

※特定健診・後期高齢者健診を受ける人は朝食を食わずに受診してください。食後に受診すると血糖値や中性脂肪値が上がるなど正確なメタボ判定ができません。薬を服用している人は事前にかかりつけ医とご相談ください。

※①「特定健診・後期高齢者健診」、②「胸部(肺がん)検診、前立腺がん検診、胃がんリスク検診、肝炎ウイルス検診」、③「胃がんバリウム検診、大腸がん検診」を同時に実施します。

安中会場

地区	会場	実施日	該当地区
安中	困安中市保健センター	8月23日(金)	1区・2区
		8月26日(月)	2-2区・4区・11区
		9月4日(水)	3区・6区・9区
		10月1日(火)	5区・7区・12区
		10月4日(金)	8区・10区
原市	原市公民館	9月25日(水)	1区・6区・9区
		9月26日(木)	2区・3甲区・8区
		9月27日(金)	3乙区・4区・5区・7区
磯部	磯部公民館	8月8日(木)	1区・4区・5区
		8月9日(金)	2区・3区
東横野	東横野公民館	9月12日(木)	1区・2区・3区
		9月13日(金)	4区・5区・6区
岩野谷	岩野谷公民館	9月17日(火)	1区・2区・3区
		9月18日(水)	4区・5区・6区・7区
板鼻	いきいき長寿センター(老人福祉センター)	9月30日(月)	1区・2区・3区・4区
		10月7日(月)	5区
秋間	秋間公民館	8月29日(木)	1区・2区・3区
		8月30日(金)	4区・5区・みのりが丘区
後閑	後閑公民館	8月5日(月)	1区・3区・4区
		8月6日(火)	2区・5区

松井田会場

地区	会場	実施日	該当地区
松井田	松井田保健センター	8月19日(月)	上本町・本町・新堀中宿・源ヶ原・新田琵琶ノ窪・紺屋町
		9月5日(木)	新町・森崎・上町・仲町・下町・北横町・南横町
横川	白井小学校	8月20日(火)	五料西・五料中・五料東
	入牧生きがいセンター	9月10日(火)	入牧1区・2区
	碓氷峠くつろぎの郷(屋内交流広場)	10月3日(木)	横川西・横川東・坂本1区・坂本2区・原
西横野	西横野定住センター	8月21日(水)	烏留北・烏留南・八城東・八城西・別所・行田
		8月22日(木)	法正寺・塚原・大王寺・上人見・高野谷戸・二軒在家
九十九	九十九地区生涯学習センター(九十九創作館)	8月27日(火)	下増田・高梨子・国衛百石・小日向
細野	細野ふるさとセンター	8月28日(水)	上増田東・上増田西・土塩西・土塩東・新井

休日検診(健診)

実施日	会場
9月1日(日)	松井田保健センター
9月8日(日)	困安中市保健センター
10月6日(日)	困安中市保健センター

※該当地区での検診日にご都合がつかない場合は、その他のご都合のよろしい日程でご来場ください。
※平日にご都合がつかない場合は、休日検診をご利用ください。

困健康づくり課予防係(☎内線1172)

平成31年度各種検診(健診)個別検診実施医療機関

医療機関名	特定・後期健康 診査	胸部 (結核) 検診	大腸がん 検診	前立腺 がん検診	胃がん リスク 検診	乳がん 検診	子宮頸 がん検診	骨粗しょう 症検診	肝炎 ウイルス 検診	風しん 抗体検査	備考
アミヤ医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	
あやこまごころ診療所	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	
有坂内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○腕	○	○	要予約
いのうえ整形外科 内科クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○腕	○	○	
いわい中央クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
大貫クリニック	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
おにかた医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
くろさわ医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
公立碓氷病院	○	○	○	○	○	マンモグラフィ可	○	○腰	○	○	要予約
櫻井内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
さるや内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
正田病院	○	○	○	○	○	マンモグラフィ可	○	○腕	○	○	要予約
城田医院	○	○	○	○	○	○	○	○腕	○	○	要予約
須藤病院	○	○	○	○	○	マンモグラフィ可	○	○腰・腕	○	○	要予約
田口医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
武井内科循環器科	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
永山医院	○	○	○	○	○	○	○	○腕	○	○	要予約
半田内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
藤巻医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
堀口医院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
本多病院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
松井田病院	○	○	○	○	○	○	○	○手	○	○	要予約
みやぐち医院	○	○	○	○	○	マンモグラフィ可	○	○腕	○	○	要予約
もてき内科医院	○	○	○	○	○	○	○	○腰	○	○	要予約

【注意事項】

- ・あやこまごころ診療所、永山医院での乳がん検診は、視触診のみです。その後「マンモグラフィ可」とある医療機関でマンモグラフィを受診する必要がありますのでご注意ください。
- ・骨粗しょう症検診については、実施医療機関によってレントゲン撮影の部位が異なります。(手・腕・腰)
- ・備考に「要予約」と記載のある医療機関は、あらかじめ電話でご予約をお願いします。
- ・約1カ月後に、受診した医療機関から結果が返されます。結果の返し方や結果の出る時期につきましては、各医療機関によって異なるため、医療機関へ直接お問い合わせください。

介護保険料のお知らせ

介護保険は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費(税金)を財源として、寝たきりや認知症などの高齢者に必要なサービスを提供することで、本人の生活と家族の介護を支援し、社会全体で老後の安心を支える仕組みです。市内に居住する40歳以上の人はすべて、市が運営する介護保険の被保険者となります。被保険者は年齢によって、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳から64歳までの人)に分けられ、それぞれ保険料の決め方や納め方が異なります。

皆さんが負担している保険料は、介護保険事業を円滑に運営するための大切な財源ですので、ご理解とご協力をお願いします。

【65歳以上の人の介護保険料】(平成30年度から令和2年度まで)

所得段階	対象となる人	保険料(年額)
第1段階	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護受給者の人 本人が老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 	基準額×0.45 31,900円
第2段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の人 	基準額×0.70 49,500円
第3段階	<ul style="list-style-type: none"> 世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の人 	基準額×0.75 53,100円
第4段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人 	基準額×0.90 63,700円
第5段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人は住民税非課税だが、同じ世帯の中に住民税課税者があり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の人 	基準額 70,800円
第6段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人 	基準額×1.15 81,400円
第7段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 	基準額×1.30 92,000円
第8段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 	基準額×1.50 106,200円
第9段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上400万円未満の人 	基準額×1.70 120,300円
第10段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が400万円以上700万円未満の人 	基準額×1.80 127,400円
第11段階	<ul style="list-style-type: none"> 本人が住民税課税で、合計所得金額が700万円以上の人 	基準額×1.90 134,500円

※課税年金収入額とは、住民税の課税対象となる年金(国民年金、厚生年金など)の収入額で、非課税となる年金(障害年金、遺族年金など)は含まれません。

※所得金額とは、前年(平成30年)中の収入から必要経費(給与の場合には給与所得控除額、年金の場合には公的年金等控除額)を控除した金額で、所得控除(扶養控除や社会保険料控除など)をする前の金額です。

【低所得者の保険料軽減について】

低所得者の負担を軽減するため、公費(税金)を投入した保険料軽減の仕組みが設けられています。

第1段階の保険料：35,400円(軽減前)→31,900円(軽減後)

なお、10月以降、第1段階から第3段階の保険料について、消費税の増税分を財源とした負担軽減措置が実施される予定です。軽減内容の詳細は、例規の改正などが整い次第、お知らせします。

■介護保険料の納付

特別徴収(年金からの天引き)と普通徴収(納付書・口座振替)の2つの方法に分かれます。特別徴収の人は8月上旬頃までに、普通徴収の人は7月中旬頃までに、決定通知書により年間の確定保険料額をお知らせします。また、特別徴収と普通徴収を併用する場合がありますので、ご注意ください。

○特別徴収となる場合

- ・ 老齢(退職)、遺族、障害年金の受給額が年間18万円以上の人は、日本年金機構などの年金支払者が、年金の定期支払(偶数月)の際に保険料を差し引きます。

※ただし、年金の受給額が年間18万円以上でも、次のいずれかに該当する人は普通徴収となります。

- ・ 年度途中で、65歳になった場合や他の市区町村から転入した場合
- ・ 年度途中で、年金の受給が始まった場合
- ・ 年度途中で、所得更正などにより保険料の減額決定を受けた場合(年金からの天引が中止されます)
- ・ 年度途中で、所得更正などにより保険料の増額決定を受けた場合(増額分が普通徴収となります)
- ・ 年金の一時差し止めや支給停止になつた場合

なつた場合

- ・ 年金担保貸付金の返済が開始された場合

○普通徴収となる場合

- ・ 上記の理由により、特別徴収の対象とならない人は、市から送付される納付書により、市役所または指定金融機関で納めます。
- ・ 口座振替を希望する場合は、納付通知書、預金通帳、届出印をご持参のうえ、直接金融機関の窓口にお申込みください。振替開始の時期は、お申込みされた月の翌月納期分からとなります。

■介護保険料の減免

災害などの特別な事情により保険料の納付が困難なときは、保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。また、特に生活が困窮し、保険料の全額を負担することが困難なときは、保険料の減額を受けられる場合があります。なお、減免などを受けるためには申請が必要となりますので、お早めにご相談ください。

■介護保険料を滞納した場合

特別な事情もなく保険料の滞納が続いた場合、介護保険サービスを利用するときに、未納の期間に応じて、次の措置が講じられます。

措置が講じられます。

- ・ 1年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の全額をいったん自己負担し、申請によりあとで保険給付分が支払われる形となります。
- ・ 1年6ヶ月以上滞納すると、保険給付分の一部または全部が一時差し止められ、その中から滞納保険料相当額が差し引かれる場合があります。
- ・ 2年以上滞納すると、介護保険サービスに係る費用の自己負担割合が引き上げられ、高額介護(介護予防)サービス費などの支給も受けられなくなります。

■40歳から64歳までの人(第2号被保険者)の介護保険料

加入している医療保険ごとの算定方法により決められ、医療保険料と合わせて納めます。

65歳になった月(誕生日の前日の属する月)の分から、医療保険料とは別に、直接市へ納付する方法に変わります。誕生日の属する月の翌月以降に関係書類が送付されますので、予めご承知おきください。



安中市では、介護保険について便利帳を発行しています。利用の手引きになっています。また、市ホームページにも掲載してありますので、詳しくはそちらをご覧ください。



1月31日 いじめ防止会議

子どもたちが中心となって取り組む「いじめ防止子ども会議」が図で開かれました。会議には、児童・生徒および関係者など約90人が集まり、「心と言葉と行動で、いじめを未然に防止しよう！」をテーマに、各学校での活動の発表や班別・全体での話し合いを行いました。いじめの芽をつみとめるために、市内全学校で心がけていきたいことについて、活発な意見交換がされました。



2月28日 災害時における協定を締結しました

株式会社三和紙器と「災害時における段ボール製品の提供に関する協定」を締結しました。この協定により、災害時において、避難所の運営などに必要なベッドや間仕切りとして使用できる段ボール製品を提供していただけることとなりました。



2月22日 「サムライマラソン」をPR

映画「サムライマラソン」の公開初日にイオンシネマ高崎にて、PRイベントを行い、本市へのさらなる観光客誘致のために、チラシなどを配布しました。



3月2日 梅の枝を配布しました

約50ヘクタールの敷地に35,000本の紅白梅が花を咲かせる秋間梅林で開花祭が行われました。梅の枝のプレゼントや秋間小学校の生徒による合唱、箏曲の演奏などのイベントが行われ、会場は大いに賑わいました。



2月23日 男女共同参画推進講座

安中市男女共同参画推進委員会と本市が主催した男女共同参画推進講座が開催されました。群馬大学の長安めぐみさんを講師として迎え、「私もあなたも幸せに生きる」と題し、ハラスメントの要因につながる格差や差別についての講演が行われました。



男女共同参画推進委員会

第98回

平成30年度男女共同参画に関する作文・エッセイ 入選作品

【優秀賞】

きつと変わる、絶対なる

第一中学校二年 新野愛実

「日本はまだまだだな。」

世界から、そんな声が聞こえてきそうだな。何が「まだまだ」なのかというと、男女が平等であるかということだ。最近社会では、男女平等や女性の社会進出が唱えられてはいるものの、正直言葉だけが一人歩きしているように感じる。理想を現実にし、日本に男女平等をもたらすには、今後どうすればよいのだろうか。

日本でも社会で活躍している女性はいらぬがやはり少数だ。安中市長の茂木英子さん、東京都知事の小池百合子さんのように、自分の住む地域や首都で女性が初めてトップになることは、すごくうれい。少数だけ女性が生きて活躍しているのを見られるのは、理想が現実となる日がきつとくるかと教えてくれているのだ。ある日、そんな明るい気持ちの一つのニュースのせいで、消えてしまったのだ。そのニュースとは相撲界であった、土俵の上で倒れた人を救護しようと女性が土俵へ上ったのを、注意したというものだった。私はそのニュースを見て衝撃が走った。女性が土俵へ上ってはいけないのを知ってはいしたが、緊急時までは思っていなかった。昔からのきまりであったとはいえ、どうしても納得がいかなかった。歌舞伎も女性は役者に

はなれない。それも昔からのしきたりだからだ。昔からの伝統を守っていくのは大切なことだ。しかし日本は昔からのきまりにとられすぎていないと思う。そういう所に、平等をさまたげる原因があるのでないだろうか。

世界の国々に目を向けてみると、日本より女性が活躍していたり、男女が互いの能力などを理解し合い、助け合っている。イギリスを例としてみると、日本と大きな違いが二つある。一つは政治のトップが女性であり、現在のメイ首相、十八年前にはサッチャー首相と、けっこう前から男女平等が根づいていると思う。二つ目は英国王室では女性でも女王になれることだ。現在の日本では王位継承権は男性にしか与えられていない。こうした大きな立場からも、男女平等へのヒントが見えてきたのではないだろうか。

しかし、私は国のトップ達を変えていくより、早く簡単な方法があると思う。それは私たちの、常日ごろの生活で男性は女性を、女性は男性のことを理解して、助け合っていくことだ。男性だからといって無理せず女性を頼ることも大切だ。女性も遠慮しないでどんどん活躍してほしい。ふつうに生活していれば、体形も力の差もちがう男女が平等にならざるはずがない。でも、いつか「まだまだ」から「さすが」にきつと変わる。みんなが生きて暮らせる社会に絶対なる。

問合せ▶困市民生活課市民協働係 (☎内線1139)

安中市消費生活センターからのお知らせ

簡単に高額収入を得られません

「情報商材」のトラブル

【事例】

「老若男女誰でもすぐ収入が得られる」というメールマガジンを見つけ、約30万円の情報商材とソフトウェアを購入したが、ソフトウェアが起動せず、収入が得られない。苦情を伝えると月収1千万円を得られるという上位のコースを勧められた。「必ずフォローする」「代金50万円を半額にする」と強引に誘われ、断りきれず契約したが、その後連絡はなく、全くフォローもない。



【ひとことアドバイス】

☆副業や投資などで高額収入を得るためのノウハウなど称してインターネットなどで販売されている情報のことを「情報商材」と言います。

☆広告などをきっかけに、簡単に収入が得られると信じて契約したものの、広告や説明と違って収入が得られないという相談が多数寄せられています。情報商材をきっかけにソフトウェアやコンサルティングなどを契約させられるケースもあるので注意が必要です。

☆簡単に高額収入を得られることはありません。寄せられた相談をみると、実際はあまり価値のない情報が高額で販売されていますが、契約前に内容を確かめることができないので、安易に信用して事業者に連絡しないでください。

資料提供…独立行政法人国民生活センター

【問合せ】

わからないことや困ったこと、少しでも不審に感じるものがあつたら、早めに市消費生活センターにご相談ください。

相談日時▶月々金曜日(祝日を除く)午前9時〜午後4時

☎382-2228



生涯学習だより

家庭教育カウンセリング講座

安中市教育委員会では、カウンセリングの技法や理論と共に、より良い人間関係を築くための心を学び、家庭教育にいかしてもらうために、家庭教育カウンセリング講座を次のとおり開講します。

講義・実習	講座内容・講師	会場	実施日時
講義①家庭教育とカウンセリング	～家庭教育にカウンセリングマインドをいかそう～ 元 安中総合学園高等学校長 田中茂 先生	2階 安中市文化センター 視聴覚室 他	6月5日(水)
講義② 子どもの理解	～子どもの発達と心理～ 安中市カウンセリング研究会 森田房枝 先生		6月13日(木)
講義③ 子どもの問題行動	～問題行動について～ 武蔵野大学 教授 大崎広行 先生		6月20日(木)
講義④ 子どもと家族の関係	～相談にみる家族関係～ 元 市立東横野小学校長 鬼形榮一 先生		6月27日(木)
講義⑤カウンセリングの基礎技術	～カウンセリングの進め方と技術～ 安中市カウンセリング研究会 高橋洋子 先生		7月4日(木)
実習①ロールプレイ	～カウンセリングの実践的練習～		7月11日(木)
実習②ロールプレイ	小グループに分かれての実習		7月12日(金)

受付▼午前9時45分～
講義・実習▼午前10時～正午



- 講座を修了すると「修了証」をお渡しします。
- 筆記用具とファイルなどをご用意ください。
- 群馬県生涯学習センターでは「家庭教育支援者養成講座」を実施して学習の場を提供しています。

募集人数▶24人(申込先着順)

参加料▶無料

募集期間▶5月7日(火)～5月24日(金)

主催▶安中市教育委員会

申込み・問合せ▶☎生涯学習課社会教育係まで電話またはFAXでお名前と電話番号をお知らせください。

(☎内線2242・FAX386-6191)

平成30年度人権作品集「おもいやり」から「聲の形」を観て思ったこと

安中市立第二中学校
二年 高橋 蓮

人権集会で、「聲の形」というDVDを全校で観た。この作品は、聴覚に障害のある転校生へのいじめを通して、主人公が大切なことに気づいていくという内容だった。

まず、思ったことは、いじめている人がいじめられる側になることによって、いじめていた時には気づかなかった思いや周りの見え方があるということだ。いじめていたときは、いじめられている人の気持ちを知らずに周りの皆と楽しくやっていた。しかし、いざ自分がやられ始めるとやめると言う。僕は、それなら早く気づいて周りを注意しなよと思う。しかし、そう簡単には気づけないことを僕は知っている。

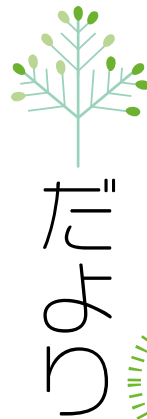
なぜなら、僕は小学生の頃いじめをしてしまったことがある。いじめていても相手の気持ちに気づくことができなかった。それどころか、他の人がいじめているのを見て、注意をせずに一緒にいじめをしてしまった。それが今でも心の中に残り、とても後悔している。

僕は、なぜ人はいじめをやめずに周りの人と一緒にやってしまうのかと思う。「やらないよ」と言葉では簡単に言っているが、気づかない間にやってしまう。しかし、やめることはできなくても、謝ることは誰にでもできると思う。

(つづく)

問合せ▶☎生涯学習課生涯学習係 (☎内線2245)

学習の森



No.156

詩人 大手拓次 — 社員時代 —

明治45年(1912)5月に大手拓次の祖父萬平が磯部に持っていた敷地に、ライオン歯磨磯部工場が建設されました。ここでは源泉から噴出する炭酸ガスから炭酸カルシウムを作り、歯磨の原料としていました。その縁で拓次は、大正5年(1916)5月、小林富次郎商店(後のライオン歯磨本舗)に入社しました。

拓次は広告部文案係に任命され、現在でいうコピーライターをしていました。この頃小林富次郎商店では、販売促進のために、花や香料などの商品イメージを重視したソフトな表現を広告に積極的に用いており、拓次の象徴詩の技法が仕事でも存分に生かされていました。また、仕事から得た香料に関する知識はその後の作風にも大きな影響を与えています。



平成30年度
「文化財愛護ポスター」
優秀作品(敬称略)
岡田真奈(第一中学校2年)



磯部温泉絵葉書
大正時代

左が真新しいライオン歯磨の工場(現在のホテル磯部ガーデンの場所)、中央が拓次の生家鳳来館

※学習の森はGWの振替により左記の期間が休館になります。

- ・ 5月7日(火)～10日(金)
- ・ 5月14日(火)～17日(金)
- ・ 5月21日(火)～23日(木)

展示片付けのため6月10日(月)・12日(水)・13日(木)はふるさと学習館のみ休館です。生涯学習施設は通常どおり開館しています。

ココロとカラダのヨガ教室

ヨガのポーズを完成させるようなエクササイズでなく、今のココロとカラダの状態に目を向け、自ら気づいていくお手伝いをするヨガ教室です。



【日程】

- ①6月 1日(土)
- ②6月 8日(土)
- ③6月15日(土)
- ④6月23日(日)
- ⑤6月29日(土)

【時間】 午前10時～正午

【講師】 田嶋弘美氏(認定 ヨーガ療法士)

【参加費】 無料

【場所】 生涯学習施設 つどいの間

【定員】 10人(先着順)

【持ち物】 ヨガマット、タオル、飲み物、動きやすい服装

【申込み】 5月13日(月)よりふるさと学習館まで電話もしくは直接お申し込みください。

受付は午前9時より開始します。人気の講座ですのでお早めにお申し込みください。

安中市学習の森ふるさと学習館企画展
群馬県立土屋文明記念文学館移動展

詩人 大手拓次

— 孤独の箱のなかから —

～6月9日(日)～

『薔薇の狂気』

さわがしい雲の幽霊は
おとろへる狂気をもとめ、
もがく死の花のおもてに、
みづのころをうかばせる。
ああ、とびらをひらく永遠の花、
ああ、すずしくしろい道づれの花。

大手拓次

問合せ ▶ 安中市学習の森 ふるさと学習館

安中市上間仁田951 Tel. 382-7622 mail: furusato@city.annaka.lg.jp

安中市文化センター

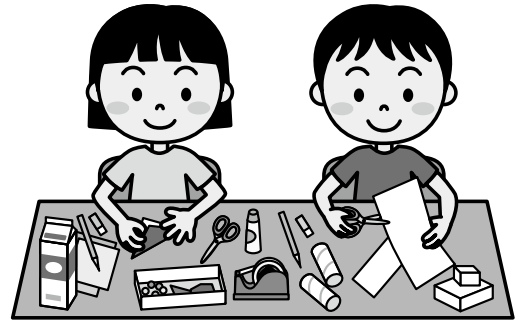
おもしろ科学教室を開催します

安中市文化センターでは、「おもしろ科学教室」を開催します。工作しながらの教室なので、遊び感覚で科学の原理が学べます。科学に興味を持つきっかけづくりとして、ぜひ、ご参加ください。

●日 程

日時	内容	申込み開始日
7月27日(土) 午前9時30分～正午	コマを空中に浮かせて回して遊ぼう	6月19日(水)
8月17日(土) 午前9時30分～正午	真空ポンプを作って遊ぼう	7月19日(金)

- 定員 20人(先着順)
- 場所 安中市文化センター3階 大会議室
- 参加費 500円程度(材料費により変動あり)
- 対象者 小学生～中学生(小学3年生以下は保護者同伴)
- 持ち物 筆記用具(参加したことがある人はおもしろ科学教室会員証とステップアップノート)
- 申込み 安中市文化センター窓口または電話にてお申込みください



GUIDE

問合せ 安中市図書館 ☎381-0529・松井田図書館 ☎393-4402

安中市図書館・松井田図書館

令和元年初日も

図書館開館しています！

いつも図書館をご利用いただき、誠にありがとうございます。

『ゴールデンウィーク10連休』いかがお過ごしでしょうか。安中市にある2つの図書館は令和元年5月1日から5月6日まで休まず開館しています。お出かけ前の旅行の下調べをするもよし、混雑した観光地より図書館で穏やかに読書をするもよし、お休みの人も、お仕事の人も、図書館は十人十色の使い方ができます。

視聴覚資料(CDやDVD)も借りられます！

CD・DVD・ビデオテープは松井田図書館が重点的に所蔵していますが、安中市図書館もジャズなどのCDの所蔵が増えており、また松井田図書館の資料を予約して安中市図書館で受取ることもできます。1枚の図書利用券で視聴覚資料は3点貸出し可能です。J-POPはもちろん、クラシックや演歌、落語やキッズなど多数取りそろえておりますので、ぜひご利用ください。



安中市文化センター

松井田文化会館

5月1日から6月15日までのスケジュール

ホール

西毛恵謡会民謡民舞発表大会

5月19日(日) 9:30～16:30 入場：無料
問合せ：西毛恵謡会(☎381-2622(北島))

碓氷教育会総会

5月27日(月) 15:30～17:00 入場：関係者
問合せ：九十九小学校(☎393-1123(須賀))

群響移動音楽教室(中学校)

5月31日(金) 11:00～12:15 14:00～15:15 入場：関係者
問合せ：学校教育課(☎内線 2231)

安全運転管理者法定講習会

6月12日(水) 9:30～18:00 入場：関係者
問合せ：安中地区安全運転管理者協議会(☎382-0211(田中))

市民パソコン教室

5月9・16・18・23・25・30日(木・土)
6月1・6・8・13・15日(木・土) 13:30～15:30
入場：無料 会場：2階 パソコン室
問合せ：文化センター(☎381-0586)

絵本読み聞かせ

5月25日(土) 14:00～15:00
入場：無料 会場：図書館幼児コーナー
問合せ：安中市図書館(☎381-0529)

学習室など

大ホール

安中オカリナ音楽祭

5月18日(土) 開場 13:00 開演 13:30 入場：無料
問合せ：オカリナサークル峠の風の音
(☎090-1887-0180)

舞踊発表会

5月25日(土) 開場 12:00 開演 12:30 入場：無料
問合せ：紫舞喜会(☎393-0328(鈴木))

カラオケ発表会

6月6日(木) 開場 9:30 開演 10:00 入場：無料
問合せ：スナックファースト(☎080-1147-4472)

旭アキラエレキギターコンサート

5月19日(日) 開場 14:30 開演 15:00 入場：1,500円
問合せ：旭アキラ&ブルーカスタム後援会
(☎090-8313-6484(和田))

健康寿命UP教室

6月4日(火) 13:30～
問合せ：困介護高齢課包括支援センター(☎内線 2157)

小ホール



▲消防団配車式が行われ、新たな車輛が配置されました。



INFORMATION

インフォメーション

人口と世帯	日本人住民		外国人住民	
	男	女	男	女
安中地域	21,865	22,379	221	256
松井田地域	6,377	6,668	45	50
合計	28,242	29,047	266	306

合計 57,861人 世帯数 24,614 (平成31年3月末日現在)



おしらせ

**安中市は景観まちづくりを
始めます**

～平成31年4月1日、安中市は景観行政
政団体にになりました～

景観とは？

景観とは、人が眺める対象である「景」と、眺める人の感じ方である「観」から成り立っています。景観は人の主観が関わるため、感じ方や見方などは人それぞれ異なります。また、眺める場所が違えば、同じ対象を眺めるにしても、感じ方は異なります。

しかし、高い建物が建つこと
によって、毎日眺めていた美しい山並みの景色が見えなくなったり、歴史的建物が多く建っている風情ある街の中に、奇抜なデザインの建物が建っていると、多くの人が景観に違和感を覚えることでしょうか。このように、景観とは、見たいものが見える時は良いと感じ、見たくないものが見える時は悪いと感じるものです。



**◆景観まちづくりを進めるために
景観行政団体**

本市は平成31年4月1日に景観行政団体となり、景観まちづくりに向けた取り組みを始めました。景観行政団体とは景観行政を主体的に担っていく市町村のことです。

◆景観計画・景観条例

本市では今後3年をかけて、自然豊かで良好な景観を守り、未来に向けた景観形成による地域の魅力向上のため、景観計画と景観条例を作ります。これらの中では、景観計画の対象となる区域、景観形成の方針、景観形成のルール(建築物などの高さや色彩、形態、デザインなどの制限)などを定める予定です。

◆景観計画策定委員会

景観計画と景観条例を定めるにあたり、策定委員会を立ち上げ、学識経験者や関係団体、公募市民の皆さまに内容の検討をしていただく予定です。

◆景観まちづくり

景観計画と景観条例は、市民・事業者・行政が景観まちづくりに一緒に取り組むための共通の指針となります。地域が主体となって、景観資源を発掘し磨くことを契機として、豊かな生活空間が創られます。結果として、地域への愛着が増し、本市の景観とそれの景観をつくる心豊かな人々の魅力に惹かれた来訪者が増え、活力のあるまちがつくられることを目指します。

ばかりです。皆さまからの景観に対する率直なご意見をいただくと幸いです。

問合せ▼困都市整備課計画開発係
 (☎内線1212)
 E-mail: toshi@city.annaka.lg.jp

製造業者のみなさまへ

工業統計調査を実施します
 工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とした、統計法に基づく報告義務がある重要な統計です。

調査結果は中小企業施策や地域振興などの基礎資料として活用されます。調査は従業者4人以上のすべての製造事業所を対象に6月1日時点で実施します。調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

なお、工業統計調査のお知らせは、左記の各ホームページでも掲載されています。

- ・安中市ホームページ
<http://www.city.annaka.lg.jp/>
- ・群馬県統計情報提供システム
<https://toukei.pref.gunma.jp/>
- ・経済産業省
<http://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kougyo/index.html>

総務省・経済産業省・群馬県・安中市
問合せ▼困企画課情報統計係
 (☎内線1023)

消費税軽減税率制度

説明会のご案内

高崎税務署では、事業者の人を対象として、消費税の軽減税率制度に関する説明会を開催します。多くの事業者の人に関係のある制度ですので、ぜひ説明会にお越しください。

開催日	開催時間	定員	開催場所
6月17日 (月)	午前10時～ 11時30分 午後1時30分～ 午後3時	50人	高崎税務署 3階共用会議室 (高崎市東町134-12)
5月22日 (水)	午前10時～ 11時30分 午後1時30分～ 午後3時		

説明会終了後、簡単なアンケートを実施しますので、ご協力をお願いいたします。

問合せ▼高崎税務署法人課税第一部門
(☎027-322-4862)

公共交通・観光・

健康情報アプリ

「ぐんま乗換コンシェルジュ」

県では、県民や観光客にバス・鉄道の乗換え案内や観光情報、健康情報を提供する、スマートフォン・タブレット用のアプリ「ぐんま乗換コンシェルジュ」を公開しています。

内容▼

○県内のバス・鉄道を利用した、目的地までの経路や所要時間、料金などの検索・表示



○駅・バス停の時刻表や構内図の表示
○県内の観光施設やイベント、お勧め観光コースの案内
○健康づくりをサポートする歩数計機能(歩数や歩行距離、消費エネルギーの計測・管理)
○公共交通を活用した地域のウォーキング・トレッキングコースの案内

対応言語▼日本語、英語、中国語(繁体・簡体)、韓国語、タイ語
費用▼無料
(アプリのダウンロードには通信料がかかります)

入手方法▼「App Store」または「Google Play」からアプリをダウンロードしてください。



App Store



Google Play

問合せ▼群馬県交通政策課

(☎027-897-2869)
FAX 027-223-9510

軽自動車税・自動車税の納期限は5月31日です。

軽自動車税と自動車税は、毎年4月1日現在(注)で登録されている車両の所有者に課税されます。5月中旬までに送付される納税通知書により、納期限内に納めてください。

納期限▼5月31日(金)

納税場所▼軽自動車税・自動車税それぞれの納税通知書の裏面をご確認ください。

その他▼口座振替納税をご利用の場合、5月31日(金)が振替日となりますので、預金残高を必ずご確認ください。これから申し込みされる場合は、令和2年度の納税からのご利用となります。

軽自動車税を口座振替で納める人へ

口座振替で納税した人には、6月中旬に納税証明書および納付済通知書を郵送します(車検の必要のない車両については平成26年度から郵送していません)。

6月上旬に納税証明書(車検用)を申請する人は、納税の確認が必要となるため、申請の際に軽自動車税の引き落とし額を記帳した「通帳」をお持ちください。確認が取れない場合は、金融機関に照会してからの発行になりますので、かなりの時間が必要になりますのでご了承ください。初年度検査年月が平成18年3月以前の車両は重課となります。

税額が上がっています。税額が上がっている人は車検証の「初年度検査年月」の欄をご確認ください。

問合せ▼

○軽自動車税について

困務課諸税証明係(☎内線1063)

☎住民福祉課税務係(☎内線2122)

○自動車税について

群馬県自動車税事務所

(☎027-263-4343)

高崎行政県税事務所

(☎027-322-6297)

(注)4月1日現在とは、軽自動車税は1日の午後5時15分を、自動車税は1日の午前0時を指します。

第45回 安政遠足 侍マラソン大会

通行止とご協力をお願い

通行止期間
令和元年 5月12日(日)
7:30~最終ランナー通過後まで

第45回安政遠足侍マラソン大会の為、交通規制を行います。ご迷惑をおかけいたしますが、ご協力をお願いいたします。なお、最終ランナー通過後、通行止を解除していきます。

凡例
● マラソンコース(通行止)
○ 迂回路

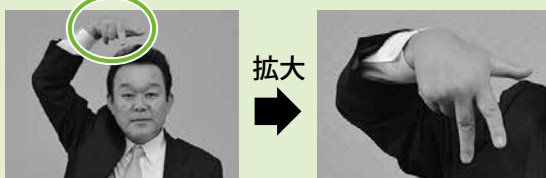
問合せ 安政遠足保存会 事務局 ☎27-382-2500

手話で伝えよう Vol.5

草木の青さが目につき、新鮮さを感じる5月となりました。そして、今年も安政遠足が開催されます。完走目指して、出場される皆さん、がんばってください。

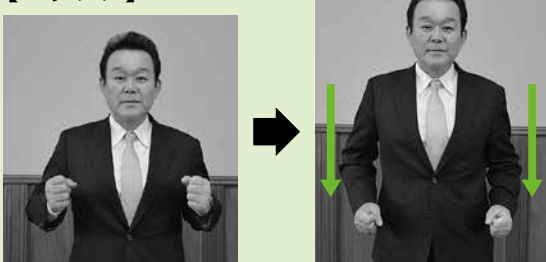
今月の手話で伝えようは【侍マラソン】です。

【侍】



解説 侍の表現は、親指・人差し指。中指の3本で“まげ”の形を表現します(写真右が手の形)。

【マラソン】



解説 マラソンの表現は、走っている様子を表し、手を握った両手を下に2回下げます。

(安中市副市長：粟野好映)

サブスローガン 飛び出さない
心のせまさが 見えてます
年間スローガン その車間

自分のいのちを まもるため



5月11日(土)～5月20日(月)

2019年 春の全国交通安全運動

申請場所および問合せ▼
困務課課諸税証明係(☎内線1063)
税務課課諸税証明係(☎内線2122)
困務課課諸税証明係(☎内線1063)
困務課課諸税証明係(☎内線2122)
困務課課諸税証明係(☎内線1063)
困務課課諸税証明係(☎内線2122)

- 身体障害者手帳等(精神障害の人は自立支援医療受給者証も必要となります)
- 運転する人の運転免許証
- 対象車両の車検証
- 納税通知書
- はんこ
- 申請者のマイナンバー通知カードと本人確認ができる身分証明書もしくはマイナンバーカード

須藤俊夫さんが4月1日付けで法務大臣からの委嘱を受け、人権擁護委員に就任しました。人権擁護委員は、法務大臣が委嘱した民間のボランティアで毎月の人権相談や啓発活動を行うなど、皆さんの身近な相談相手です。日常生活の中で、人権問題だと感じるものがありましたら、お気軽に人権相談をご利用ください。



須藤 俊夫さん (新任)

人権擁護委員委嘱について

運動の目的▼
広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

運動の重点▼
○子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
○自転車の安全利用の推進
○全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
○飲酒運転の根絶

身体障害者等に対する軽自動車税の減免について

身体あるいは精神に障害がある人で、一定の要件を満たす場合には、申請により軽自動車税が減免されます。

減免適用要件▼

減免の要件を満たす身体障害者手帳等※を4月1日時点でお持ちの人で、次の①・②・③の条件をすべて満たす人が対象となります。

- ①対象車両は次のいずれかであること
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人が所有する軽自動車など
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人が所有する軽自動車など
- ②運転者は次のいずれかの人であること

- ・身体障害者手帳等をお持ちの人本人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人と生計を同じくする人
- ・身体障害者手帳等をお持ちの人のみで構成される世帯を常時介護している人
- ③自動車税(普通自動車等)の減免を受けていない人
- ※減免の要件を満たす身体障害者手帳等とは、身体障害者手帳(お問合せください)、療育手帳(「A」判定)または精神障害者保健福祉手帳(「1級」判定)かつ「自立支援医療受給者証」をいいます。

申請期限▼5月31日(金)

手続時に必要なもの▼

○減免申請書(お持ちの人)

竹林の管理に

困っていませんか

近年、竹林の生育面積の拡大とそれに伴う森林の荒廃が問題となりつつあります。そのほかにも住宅地や農地では地下茎による隣地への侵入や日照不足、積雪時の倒伏による道路通行への支障など様々な環境問題が生じています。

本市では市民の住環境の向上を図ることを目的として、市民が自主的に行う竹林の管理活動に対して竹を駆除するための薬剤の貸与と薬剤注入用器具および竹粉碎機の貸与を行っています。

【対象となる取り組み】

市内に竹林を所有する人または委任を受けた人が、自主的に行う竹林の管理活動

【助成内容】

●薬剤の貸与

竹1本当たり10ミリリットルの薬剤を供与します。原則として1,000本まで供与対象となります。ただし、竹林の面積のうち500㎡の範囲における竹に限り、追加で認定できます。竹の本数を数えるのが困難な場合は、一般的な竹林の平均密度(1㎡あたり2本)を元に供与する薬剤を算定します。

●作業器具、薬剤注入用器具の貸与

竹に穴を開ける充電式ドリルおよび薬剤注入用器具を貸与します。

貸与期間は14日以内となります。

●竹粉碎機の貸与

伐採した竹を粉碎する竹粉碎機を貸与します。

竹粉碎機を貸与する期間は7日以内となります。

竹粉碎機の燃料代や管理費など利用に係る全ての費用は、貸与を受けた人の負担となります。料金につきまして、**☎**農林課林政鳥獣対策係までお問い合わせください。



【申請方法】

☎農林課林政鳥獣対策係で申請書・借用書を受領し記入、管理計画書・位置図・竹林の現況写真(2枚以上)・はんこを持参のうえ窓口で申請してください。
※自治会、ボランティア団体への補助制度(ぐんま緑の県民基金)もあります。

詳しくはお問い合わせください。

問合せ▼**☎**農林課林政鳥獣対策係

(☎内線2618)



催し

「2019 連合群馬ふれあいフェスティバル in 西部」開催について

各種団体・企業および労働組合との労使協力により地域住民に「ふれあいの場」を提供し、地域性や独自性を発揮する中で、地域活性化の一助となります。地域に貢献することを目的に開催されます。ぜひ、お越しください。

日時▼5月26日(日)午前10時～午後3時

場所▼富岡市立富岡小学校 校庭および体育館

開催内容▼

体育館イベント(ヒーローショー、地域団体の協力による出演、連合群馬の活動紹介)

校庭イベント(労働組合の産別・単組の模擬店、フェスティバル実行委員会の模擬店、地元店の出店、子ども向け遊具など)

問合せ▼連合群馬西部地域協議会 (☎0274-64-0557)

安政遠足前夜祭を

開催します

皆さんお誘い合わせてお出かけください。

日時▼5月11日(土)午前10時

場所▼安中市文化センター駐車場

内容▼

- 午前10時
- ・総合開会式、売店開始、写真コンテスト入賞作品展示
- 午前10時30分
- ・梯子乗り
- ・老人クラブ踊り
- ・安中総合学園高等学校ダンス部
- 正午より
- ・子どもミニ遠足

駐車場▼安中小校庭、旧安中高校校庭

問合せ▼**☎**体育課スポーツ振興係

(☎382-2500)



講座・教室

認知症について

話せるカフェ

「あんなかオレンジカフェ」

認知症に対して不安がある人や認知症の人、またその家族の人などが、認知症についての悩みを分かち合ったり、専門職からアドバイスをもらったり、情報交換できるような気軽なお茶のみ場を開設します。認知症に関心がある人はどなたでも参加できます。ぜひ、お気軽にお立ち寄りください。飲み物は無料です。

また、9月20日(金)は市内の認知症合同カフェとなります。

合同イベントの内容については後日広報あんなかなどでお知らせします。

平成31年度 前半の日程5回(後半に5回年度計10回実施予定)

日 程	時 間	場 所
5月24日(金)	午後1時30分～3時30分	ウェルシア八城店 松井田町八城310-4
6月14日(金)	午前11時30分～午後1時30分 (参加者は日替りランチセット代 500円が必要です)	リベルタ ランチ会 中宿913-1
7月 5日(金)	午後1時30分～3時30分	お休み処 みなとや 松井田町松井田560
8月30日(金)		安中保健センター 困敷地内
9月20日(金)		松井田文化会館(合同カフェ) 小ホール

●認知症上級サポーター、介護予防サポーターの人へ

カフェでボランティアをしていただける人は下記までご連絡ください。ボランティア内容はお茶出しや参加者の話し相手です。

参加費▼無料

問合せ▼困・困地域包括支援センター

(☎内線1193・2157)

※申込みがなくても当日参加可能です。ただし6月14日(金)はランチ会のため予約が必要となります。申込みの詳細については5月15日号おしらせ版に掲載します。

安中地区「群馬いのちの電話」出前研修を開催します

心によりそって聴く力とは? 「聞く」と「聴く」との違いって? さまざまな疑問に答えます。いのちの電話についてもお話しします。

日時▼5月18日(土)午後1時30分～3時

場所▼安中市文化センター 第1学習室

内容▼「聴く力とは」

講師 岡田一恵氏(群馬いのちの電話 常務理事)

参加費▼無料

申込み・問合せ▼

社会福祉法人群馬いのちの電話

(☎027-2211-880)

事務局受付▼午前10時～午後5時(土日祝は休み)

シルバー人材センター

会員募集

入会説明会のお知らせ

対象者は、市内在住でおおむね60歳以上の健康で働く意欲のある人です。

入会ご希望の人は、お気軽にお出かけください。

〔安中地区〕

日時▼5月21日(火)・6月18日(火)

午後1時30分～3時

場所▼安中市地域福祉支援センター3階会議室

(安中市安中3-19-27)

〔松井田地区〕

日時▼5月28日(火)

午前10時～11時30分

場所▼困基幹集落センター2階営農指導室(安中市松井田町新堀245)

※安中地区また松井田地区のどちらでも受けられます。

ご都合に合わせてお出かけください。

問合せ▼安中市シルバー人材センター

本所(☎380-5112)

松井田支所(☎393-1220)



子どもの里親に

なりませんか

県では、さまざまな事情から家庭生活することができない子どもを、家族の一員として迎え入れ、愛情と誠意をもって養育してくださる里親を募集しています。平成30年度からは、群馬県独自の短期預かり里親登録制度も始まりました。

西部児童相談所(高崎市高松町6)は、里親に関心のある人が相談や里親と交流できるサロンを開催します。ご希望により、里親制度の説明も行います。

日時▼5月23日(木)午前10時～正午

会場▼高崎市役所 中2階ロビー

対象▼里親に関心のある人や養子縁組を検討している人

(高崎市以外にお住まいの人も含みます)

費用▼無料

申込み▼直接会場へ

問合せ▼群馬県西部児童相談所

(☎027-322-2498)



平成31年度

安中市各種検診のお知らせ

今年度の各種検診については、5月下旬に対象者全員に受診シールなどの案内を送付する予定です。これまでの各種検診を受けたことがない人も、ぜひこの機会に検診を受診しましょう。

なお、「検診のしおり」はおしらせ版5月15日号と一緒に毎戸配布する予定です。

詳細は、困健康づくり課予防係(☎内線1172)までお問い合わせください。

行事カレンダー

5月1日▶6月15日

日	曜日	行事名	日	曜日	行事名	日	曜日	行事名
5月			20	月		6	木	● 体育施設利用者調整会議 (7~9月) 旧安中市屋内施設 ☑ 18:30~
1	水・祝		21	火				● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
2	木・休		22	水				● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
3	金・祝		23	木	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30			
4	土・祝		24	金	● 市民献血 ☑ 9:30~11:45 13:00~15:30	7	金	
5	日・祝		25	土	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	8	土	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
6	月・振				● 絵本読み聞かせ 安中市図書館 14:00~15:00	9	日	
7	火	● 文化財施設休館(五料の茶屋本陣、旧安中藩郡奉行役宅、新島襄旧宅、旧碓氷郡役所)	26	日	● 安中市水防訓練 西毛総合運動公園野球場東側広場 8:30~	10	月	
8	水	● 文化財施設休館(五料の茶屋本陣、旧安中藩郡奉行役宅、新島襄旧宅、旧碓氷郡役所)	27	月	● 第6回農業委員会総会 201会議室 11:00~	11	火	
9	木	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	28	火		12	水	
10	金		29	水		13	木	● 第2回安中市議会定例会開会(予定) 9:00~
11	土	● 春の全国交通安全運動 (5/11~5/20) ● 安政遠足前夜祭 開会式 10:00 文化センター駐車場 ほか ● うすい街道寄席チケット発売日 松井田文化会館窓口 9:00~	30	木	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30			● 家庭教育カウンセリング講座② 文化センター 10:00~12:00
12	日	● 安政遠足待マラソン大会 武家長屋前 スタート 8:00	31	金		14	金	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
13	月		6月			15	土	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30
14	火		1	土	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30			
15	水		2	日				
16	木	● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	3	月				
17	金		4	火				
18	土	● 草木染め体験教室 くつろぎの郷 13:30~ ● 市民パソコン教室 文化センター 13:30~15:30	5	水	● 体育施設利用者調整会議 (7~9月) 旧安中市屋外施設 ☑ 18:30~ 旧松井田町屋内外施設 ☑ 18:30~ ● 家庭教育カウンセリング講座① 文化センター 10:00~12:00			
19	日							

※毎週月曜日は市民交通安全日、毎月1日は県民交通安全日です。

休館のご案内

恵みの湯 5/7・21 6/4
 峠の湯 5/14・28 6/11
 鉄道文化むら 5/7・14・21・28 6/4・11
 文化センター(※は図書館のみ休館です)
 5/7・14・21・28・31※
 6/4・11
 文化会館 5/7・13・20・27・31
 6/3・10
 碓氷川熱帯植物園 5/7・14・21・28
 6/4・11

スポーツセンター(※は温水プールのみ休業です)
 5/7・8・9・10・12・13・14・15・16・20・27※
 6/3・10※
 学習の森(※はふるさと学習館のみ休館です)
 5/7・8・9・10・14・15・16・17・21・22・23・28
 6/4・10※・11・12※・13※
 いきいき長寿センター
 5/1・6・7・8・9・13・14・15・20・27
 6/3・10

相談案内

5月1日▶6月15日

相談内容	場所・日時	予約・問合せ
行政相談	☎ 5/9・16 6/6 9時～11時30分 ☎ 5/13 6/3 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料法律相談	☎ 5/10・17・23 6/7 13時～16時	要電話予約 ☎ 市民生活課(☎内線 1207)
人権相談	☎ 5/16 13時30分～15時30分 ☎ 5/17 13時30分～15時30分 ☎・☎ [特設相談日] 6/3 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
家庭児童相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 ☎ 子ども課(☎382-8005)
健康相談 (生活習慣病・育児・栄養相談など)	☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
妊婦健康相談 (母子手帳交付)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時30分	要電話予約 ☎ 健康づくり課(☎内線 1174)
消費生活相談	消費生活センター(☎ 敷地内) 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	消費生活センター(☎382-2228)
労働相談	☎ 5/7・21 6/4 13時30分～16時	☎ 市民生活課(☎内線 1207)
無料税務相談	☎ 5/9 6/6 13時～16時	要電話予約 ☎ 税務課(☎内線 1061)
障害者相談 (知的・身体障害者相談)	☎・☎ 月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～17時15分	☎ 福祉課(☎内線 1155)
精神障害者相談	月～土曜日(祝日を除く) 10時～18時	ヌアリーベ(☎380-5385)
青少年相談 (電話相談・面接相談)	☎ 青少年センター 月・火・水・金曜日 (祝日を除く) 9時～14時	要電話予約 ☎ 青少年センター(☎393-4777) メール相談(seishonen@city.annaka.lg.jp)
介護相談・認知症相談 (電話相談・面接相談)	月～金曜日(祝日を除く) 8時30分～16時	要電話予約 ☎ 介護高齢課(☎内線 1189) ☎ (☎内線 2156)
配偶者・恋人などからの暴力 (DV・デートDV)に関する相談	月・火・木・金曜日(祝日を除く) 9時～16時	安中市 DV 電話相談(☎329-6646)
生活困窮に関する相談 (生活支援相談窓口)	月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時30分	要電話予約 ☎ 福祉課(☎内線 1191)
心配ごと相談	地域福祉支援センター 第2木曜日	地域福祉支援センター(☎382-8397)
交通事故相談	安中交通安全協会 月～金曜日(祝日を除く) 9時～16時	要電話予約 安中交通安全協会(☎382-0211)
若者就職活動個別相談	☎ 5/7 6/4 10時～12時	要電話予約 ぐんま若者サポートステーション (☎027-233-2330)

給水管修理当番業者 (5月1日～6月15日)

上水道の給水管の修理は、業者で行っていますので漏水などの修理は、その日の当番業者にお申し込みください。修理代は実費です。【安中市管工事協同組合 ☎385-4401】

5月		6月	
1日 17・26・3	17日 24・26・23	1日 15・22・5	
2日 13・25・4	18日 10・25・6	2日 11・26・18	
3日 16・20・7	19日 17・20・3	3日 21・25・19	
4日 14・2・8	20日 13・2・4	4日 24・20・23	
5日 15・9・5	21日 16・9・7	5日 10・2・6	
6日 11・1・18	22日 14・1・8	6日 17・9・3	
7日 21・12・19	23日 15・12・5	7日 13・1・4	
8日 24・22・23	24日 11・22・18	8日 16・12・7	
9日 10・26・6	25日 21・26・19	9日 14・22・8	
10日 17・25・3	26日 24・25・23	10日 15・26・5	
11日 13・20・4	27日 10・20・6	11日 11・25・18	
12日 16・2・7	28日 17・2・3	12日 21・20・19	
13日 14・9・8	29日 13・9・4	13日 24・2・23	
14日 15・1・5	30日 16・1・7	14日 10・9・6	
15日 11・12・18	31日 14・12・8	15日 17・1・3	

	業者名	TEL		業者名	TEL
1	(株)群馬水工	382-9433	14	(有)田中工作所	385-4126
2	(有)入沢電気商会	382-1609	15	(株)半田組	385-8374
3	(有)内堀設備工事	393-0157	16	(有)福美商事	381-0293
4	(有)金子屋商店	393-0332	17	(有)松本住設	385-6278
5	(有)黒須設備工業	381-1148	18	(株)茂木設備	381-6616
6	群栄工業(株)	393-1012	19	(有)山田タイル工業	381-0075
7	児玉工業(有)	393-3118	20	(株)ヤマハチ・クボニワ	381-0435
8	(有)佐藤商店	395-2323	21	(株)ユタカ	385-7647
9	佐藤燃料(株)	381-1111	22	オオカワラ住器	382-1987
10	(有)渋谷設備	381-1262	23	(株)反町備工	384-2058
11	(有)ジーワイ燃設	382-2891	24	第一設備工業(有)	385-8769
12	(有)須藤工業	388-1178	25	(株)フェニックス	382-5262
13	(有)武美工業	382-5061	26	(株)白坂工業	382-4710



TVでお馴染みの「春風亭昇太」と最年少で真打昇進を果たした「柳家花緑」さんが松井田文化会館にやってきます。ますます話芸に磨きがかかる、二人の落語を聴きにぜひ松井田文化会館にお越しください。

9月1日(日)
開場▶午後1時30分
開演▶午後2時

場 所▶安中市松井田文化会館 大ホール

前 売 り▶全席指定 一般 2,500円

当 日 券▶全席指定 一般 3,000円

チケッ ト▶5月11日(土)午前9時から

松井田文化会館窓口で販売開始

※電話でのお申し込みは5月11日(土)午後1時から

※チケットのお求めは1人4枚まで(発売初日のみ)

※未就学児の入場はできません。

問合せ▶松井田文化会館(☎393-4400)

